

# ～障害者雇用を支援する助成のお知らせ～

名称	内容	問合せ先
●特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、一定期間(1～3年)の賃金の一部を助成	鹿児島労働局 職業対策課 電話:099-219-8713
●トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、一定期間(約3～6か月間)試行雇用を行う場合に助成金を支給	
●トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース)	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者をハローワーク等の紹介により、3～12か月の期間をかけながら、20時間以上の就業を目指して、試行的に雇用する場合に助成金を支給	
●特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者、難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障害者又は難治性疾患(対象疾病あり)患者をハローワーク等の紹介により、常用労働者として雇い入れた場合に、一定期間(1～2年)の賃金の一部を支給	鹿児島労働局 職業対策課 電話:099-219-8712
●キャリアアップ助成金 (障害者正社員化コース)	障害者の職場定着を図るために、有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換する措置を講じた場合もしくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置を講じた場合に助成金を支給	鹿児島労働局 職業対策課 電話:099-219-5101
●障害者作業施設設置等助成金	雇い入れ、雇用の継続に必要な障害特性による就労上の課題(加齢に伴う課題を含む)を克服し、作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う場合に支給	(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構鹿児島支部 高齢・障害者業務課 電話:099-813-0132
●障害者福祉施設設置等助成金	障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給	
●障害者介助等助成金	適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給	
●重度障害者等通勤対策助成金	障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に支給	
●障害者雇用相談援助助成金	対象障害者の雇い入れおよび雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業)を実施する事業者(※)に支給 ※鹿児島労働局の認定事業者	
●職場適応援助者助成金	職場への適応を容易にするために職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を行う場合に支給	
●障害者職場実習等支援事業	障害者の就労促進および障害者の雇用経験の乏しい事業主に対する支援	

※支給の条件など、詳細については各関係機関にお問合せください。